南風原町立児童館 団体利用について

●利用時間

| 利用可能施設 | 利用日 | 利用時間 |
|--------|-----|-------------------------|
| 北丘児童館 | 平日 | 9:00~12:00(夏・冬・春休み中は除く) |
| 兼城児童館 | | 18:00~21:00 |
| 本部児童館 | 土曜 | 18:00~21:00 |
| 津嘉山児童館 | 日曜 | 9:00~21:00 |

[※]児童が含まれる団体の借用時間は20時まで

●利用申込

- ①利用希望児童館と日程等事前確認
- ②「児童館団体利用許可申請書」を児童館に提出
- ③利用許可が下りた場合は、児童館職員と利用調整
- ※予約可能日は申請日から1週間後かつ1か月以内までとする。
- ※予約が確定後でも児童館行事等を優先する。

●利用条件・注意事項

- 1. 団体員数が5人以上であること。また、子どもだけでの利用は不可とする。
- 2. 団体員の半数が町内在住・在勤であること。
- 3.「児童館団体利用許可申請書」を提出すること。定期借用の場合も毎月提出すること。
- 4. 利用団体の事故等について一切責任を負いません。利用団体はスポーツ傷害保険等に加入し、事故防止に万全を期すこと。
- 5. 利用時間は、使用後の清掃・片付け及び施錠を含めての時間とする。
- 6. 利用後には戸締まりチェック表へ記入すること。
- 7. 利用申請した場所、物品以外は使用しないこと。また、物品等使用後はもとの場所、 状態に戻すこと。
- 8. 利用団体は、施設設備及び物品を破損・滅失したときは、南風原町が不可抗力による ものと認めるものを除き、南風原町が算定した額を賠償しなければならない。
- 9. 電気・水道の使用は必要最低限に抑え、使用後はトイレも含め清掃を行うこと。
- 10. 騒音や駐車等、近隣施設及び住民の迷惑にならないようにすること。
- 11. 鍵の借用は当日(休館日の借用の場合は前日)、返却は使用日の翌日(休館の場合はその翌日)とする。
- 12. 暴風警報発令中等、その他南風原町の判断により施設利用を停止する。
- 13. その他、児童館職員の指示に従うこと。※児童館活動への協力依頼あり

連絡先:北丘児童館(098-889-3883) 兼城児童館(098-889-6114) 本部児童館(098-889-5008) 津嘉山児童館(098-888-2925)